

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	津山市

津山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 津山市農林部森林課
所在地 岡山県津山市山北520番地
電話番号 0868-32-2078
FAX番号 0868-32-2093
メールアドレス shinrin@city.tsuyama.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ノウサギ、ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワウ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、スズメ、ニュウナイスズメ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	津山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	3,855 千円 3.56ha
	野菜	200 千円 0.50ha
	果樹	520 千円 0.06ha
ニホンジカ	水稲	2,651 千円 2.08ha
	果樹	260 千円 0.03ha
	林業	被害は軽微であるが 侵入被害がある 被害は軽微であるが 侵入被害がある
ヌートリア	水稲	592 千円 0.43ha
	野菜	513 千円 0.08ha
	豆類	114 千円 0.14ha
ニホンザル	果樹	22 千円 0.01ha
ハクビシン	果樹	1,083 千円 0.17ha
アライグマ	果樹	289 千円 0.05ha

アナグマ	果樹	252 千円	0.05ha
タヌキ	野菜	目撃情報の多発・ 生活環境への影響	目撃情報の多発・ 生活環境への影響
ツキノワグマ	果樹	168 千円	0.15ha
カラス類	果樹	260 千円	0.03ha
カワウ	魚類	1,937 千円	—
サギ類	魚類	773 千円	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

被害は市内全域の中山間地域を中心に田、畑で発生しており、被害時期については年間を通じて発生している。被害状況としては、水稻、野菜類、果樹、タケノコなど作物全般にわたり、水稻については穂の被害のほかに踏み荒らしとヌタウチによる稲の踏み倒し被害が発生している。また農業用水路や圃場及びその周辺の掘り起こし被害も発生しており、生活環境被害等も発生している。

○ニホンジカ

被害は市北部を中心に全域で発生しており、生息数は増加傾向にあるため今後の被害拡大が懸念される。被害時期については年間を通じて発生している。被害も増加傾向にあり、農業については田植後の苗や収穫期の水稻の食害、収穫期の果樹などの被害が発生している。また、林業においては再造林後、防護柵等を設置しているにもかかわらず侵入され、苗木等への軽微な食害が見られる。

○ヌートリア

被害は市内全域の河川やため池周辺の田、畑で発生しており、被害時期については年間を通じて発生している。被害状況としては、増加傾向にあり、特に水稻、野菜類、豆類などの作物に被害が発生している。

○ニホンザル

被害は市内全域の中山間地域を中心に発生しており、被害時期については夏期から秋期が多い。被害状況としては、収穫時期の果樹への食害が増加している。また、群れから離れた離れザルが市街地で確認されており、人的被害の発生も懸念される。

○ハクビシン

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏期から秋期が多い。被害状況としては、収穫時期の果樹への被害が発生している。

○アライグマ

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏期から秋期が多い。被害状況としては、収穫時期の果樹への被害が発生している。

○アナグマ

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏期から秋期が多い。被害状況としては、収穫時期の果樹への被害が発生している。

○タヌキ

市内全域で生息が確認されており、野菜類への被害の相談や目撃情報が寄せられている。また、空き家や軒下等へ侵入し、糞尿による生活環境被害が発生している。

○ツキノワグマ

市内の北東部を中心に生息が確認されており、春期から秋期にかけて人里周辺での目撃情報や柿の木の食害などの痕跡の通報が増加している。人的被害の未然防止に向けた取組を強化するとともに、人里への執着が疑われる個体については有害捕獲許可を発行し対策を進めていく。

○カラス類

被害は市内全域で発生しており、被害時期については夏期から秋期が多い。被害状況としては、収穫時期の果樹への被害が発生している。

○カワウ

被害は吉井川流域、加茂川流域を中心に市内全域で発生しており、被害時期については通年発生している。特に春から夏にかけてアユ、アマゴなどの水産被害が多く発生している。

○サギ類

被害は吉井川流域、加茂川流域を中心に市内全域で発生しており、被害時期については通年発生している。特に春から夏にかけてアユ、アマゴなどの水産被害が多く発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	13,489千円	12,140千円
被害面積	7.34ha	6.60ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>津山地区猟友会に所属する者を市内9地区に分け津山市鳥獣被害対策実施隊を編成し、有害鳥獣駆除活動を実施してきた。</p> <p>捕獲手段については実施隊員に対し鳥獣捕獲許可証を発行し、銃器・わなによる捕獲を実施している。</p> <p>補助事業を活用し、実施隊員の積極的な捕獲活動や意欲の維持、向上に努めてきた。</p> <p>捕獲者の担い手確保のため県の補助事業を活用し、狩猟免許取得にかかる経費の助成を行っている。</p>	<p>令和4年度実施隊員の平均年齢は68歳であり、実施隊員の高齢化にともなう捕獲頭数の減少が予想されるため、担い手の確保、育成が課題となっている。</p> <p>また、鳥獣による農作物被害は市町村の境界を越えて発生しているため、近隣市町村と連携し、一体的な捕獲活動の実施体制の構築が課題となっている。</p> <p>捕獲した個体の処理方法について、適切な処理が行われていない疑いのケースをなくすことや、捕獲個体の有効的な利活用や、資源としての再利用を推進していくために、処理加工施設等の導入などの対策を検討していく必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>有害鳥獣を防除するために、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等を3戸以上の集団で設置する団体に対して、国庫事業では資材を支給、県事業では資材費の4分の3以内を助成している。</p> <p>また、個人(1戸～2戸)に対しては市単独補助金で資材費の2分の1以内を助成している。</p> <p>防護柵の効果的な設置方法の指導や、集落全体での対応策の指導を実施している。</p>	<p>補助事業を活用することで防護柵設置の取り組みが進んでおり、効果は上がっている。しかし、依然として防護柵未設置箇所での出没や被害の発生が続いているため、集落単位での広域的な防護の対策が課題となっている。</p> <p>耕作者の高齢化と後継者不足により地域でまとまった防護柵の設置に取り組むことが困難になっている。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>集落全体で、野生鳥獣の寄り付きにくい環境整備を行うため、冊子等を配布し啓発を実施している。</p>	<p>各集落ごとではなく、市内全域での対策が必要であり、被害が発生していない地域での事前対策も必要となる。</p>

(5) 今後の取組方針

津山市における鳥獣被害はイノシシ、ニホンジカ、ヌートリアによる、水稲被害や野菜等への被害が多く発生しており、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ツキノワグマなどによる果樹の被害も発生している。また、カワウやサギ等による漁業被害（アユ等）への被害も発生しており、被害金額は横ばい状態である。

津山市では鳥獣被害対策として、実施隊に対し年間5回の出動命令日を設けており、継続的な捕獲活動の実施を行っている。今後は、実施隊員の減少や捕獲頭数の増加に対応するため、今まで以上に効果的で効率的な捕獲活動の実施に向けてICT機器などの導入を検討する必要がある。また捕獲個体を適切に処理するための処理加工施設等の導入について、引き続き研修会等に参加し対策の検討を続けていく。

また、田や畑等の農地に対しては、補助事業を活用した防護柵の設置等を実施するなど被害減少に取り組んでいるが、防護柵の設置ができていない地域への被害が発生している。今後は、集落ぐるみでの防護柵の設置を促進し地域全体で被害防止対策を進めていく必要がある。また、集落ぐるみでの設置が困難な場合は市の独自補助金を活用し継続的に防護柵の設置を推進する。

鳥獣を寄せ付けないための環境整備を継続的に行い、放任果樹の除去や緩衝地帯の設置を行うことで鳥獣被害の軽減や捕獲効率の向上につなげる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

津山市鳥獣被害対策実施隊（市内9班）：わなの設置、見回り、捕獲、駆除等餌付け等の作業については、地域の合意と協力により行い、出没情報や被害情報をもとに有害鳥獣駆除を実施し、農林水産物への被害を軽減する。また営農組合等と情報共有を行い、効率的な捕獲活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ノウサギ、ツキノワグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カワウ、コサギ、ダイサギ、ゴイサギ、アオサギ、スズメ、ニュウナイスズメ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヒドリガモ、トビ	県の補助事業を活用し新規狩猟者の確保に努める。また、岡山県、津山地区猟友会と連携し狩猟者の確保育成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画（令和5年度～令和7年度）

捕獲計画数等の設定の考え方
・有害鳥獣の捕獲計画数は、過去の捕獲実績及び現在の被害状況を基に設定するものとする。
○イノシシ 過去3年間の捕獲実績は減少傾向にあるが、被害金額はほぼ横ばいで推移しており今後も被害の減少が必要なことから、年間捕獲計画数を1,300頭とする。
○ニホンジカ 過去3年間の捕獲実績及び被害金額は増加傾向にあり、市北部を中心に生息域が拡大している。今後も被害の減少が必要なことから年間捕獲計画数を1,800頭とする。
○ヌートリア 過去3年間の捕獲実績数及び被害金額は増加傾向にあり今後も生息数の増加、被害の拡大が見込まれるので、年間捕獲計画数を200頭とする。
○ニホンザル 被害金額及び捕獲実績により、今後も被害の拡大が見込まれるので、年間捕獲計画数を10頭とする。
○ハクビシン 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を40頭とする。
○アライグマ 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を40頭とする。
○アナグマ 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を40頭とする。
○タヌキ 捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を40頭とする。
○ツキノワグマ 岡山県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づき対応を行うため、津山市独自の捕獲計画数は設定しない。
○カラス類 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を20羽とする。
○カワウ 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を20羽とする。
○サギ類 被害金額及び捕獲実績により、今後も生息数の拡大及び被害の増加が見込まれるので、年間捕獲計画数を20羽とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,300	1,300	1,300
ニホンジカ	1,800	1,800	1,800
ヌートリア	200	200	200
ニホンザル	10	10	10
ハクビシン	40	40	40
アライグマ	40	40	40
アナグマ	40	40	40
タヌキ	40	40	40
ツキノワグマ	—	—	—
カラス類	20	20	20
カワウ	20	20	20
サギ類	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>津山市鳥獣被害対策実施隊による銃器（ライフル銃を含む）・わな等を用いてイノシシ、ニホンジカ、ヌートリア等を対象として被害状況に応じて捕獲を実施する。実施に当たっては、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等を活用し、実施隊員の捕獲意欲を高めることでより効果的な有害鳥獣の捕獲活動を実施する。</p> <p>またツキノワグマにおいては、人の生活圏付近において人身事故等の発生の危険が高まる場合には、有害鳥獣として必要に応じて捕獲を実施する。捕獲には強固な箱わなを用いて行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>山中に生息する対象鳥獣を効率的かつ効果的に捕獲するために必要である。また、わなで捕獲された対象鳥獣の止め刺し等を安全かつ的確に行うためにも必要である。</p> <p>津山市内全域を捕獲活動対象区域とし、津山市鳥獣被害対策実施隊員により年間を通じて捕獲を行う。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

(単位：m)

対象鳥獣	整備内容					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
イノシシ ニホンジカ ヌートリア	電気柵	40,000	電気柵	40,000	電気柵	40,000
	ワイヤーメッシュ等	30,000	ワイヤーメッシュ等	30,000	ワイヤーメッシュ等	30,000
	トタン	500	トタン	500	トタン	500

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ ヌートリア	防護柵を設置した実施団体から管理計画を提出してもらい、定期的な維持管理を行う。	防護柵を設置した実施団体から管理計画を提出してもらい、定期的な維持管理を行う。	防護柵を設置した実施団体から管理計画を提出してもらい、定期的な維持管理を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

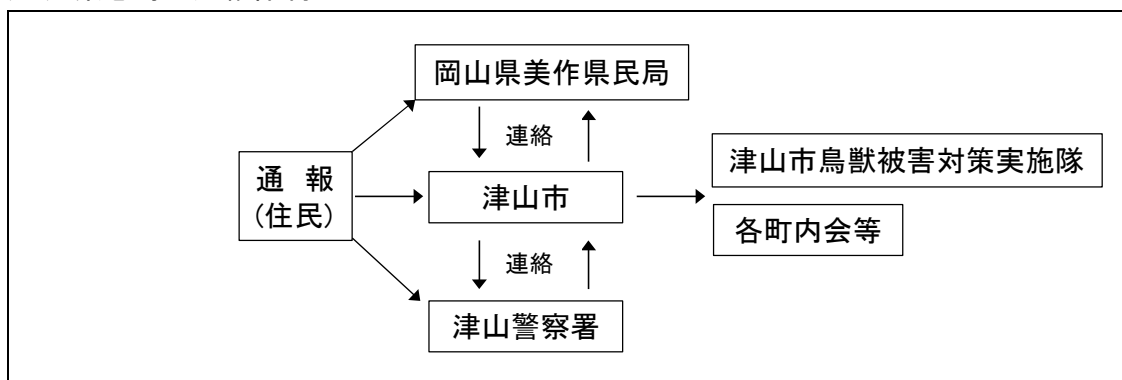
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、タヌキ、ツキノワグマ、カラス類、カワウ、サギ類	対象鳥獣についての知識や対策方法を知ってもらうため、地域ぐるみでの勉強会や出前講座等を開催し、津山市全体で有害鳥獣に対しての正しい知識を学習し環境整備等に努めていく。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
津山市	情報収集、地域住民への注意喚起、関係機関と連携し対処方法の検討、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可証の交付
津山市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捕獲、地域住民への注意喚起、対象鳥獣の追払い、関係機関と連携し対処方法の検討
岡山県美作県民局	情報収集、助言及び現場対応の指導、地域住民への注意喚起、関係機関と連携し対処方法の検討、鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可証の交付
津山警察署	地域住民への注意喚起、現地立入制限、緊急時の措置判断及び安全確保に関すること
各町内会等	地域住民への注意喚起、関係機関への情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体の処理については、捕獲者により適切な埋設処理を行う。また津山圏域クリーンセンターへ搬入し焼却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	施設整備や販路確保等の課題があり、引き続き近隣市町村との情報交換や、岡山県主催の研修会等に積極的に参加し研究・検討を続けていく。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	津山市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
晴れの国岡山農業協同組合広域営農経済センター	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集 営農関連指導
晴れの国岡山農業協同組合勝北支店	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集 営農関連指導
おかやま酪農農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県農業共済組合津山支所	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県農業共済組合勝英支所	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
吉井川漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集

加茂郷漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
津山市森林組合	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山森林管理署	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県猟友会津山支部	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集
岡山県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供、被害情報の収集 生息状況の調査
津山市	被害防止対策に関する全般的な事務、 関係機関との連絡調整、被害の把握

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県美作県民局農林水産事業部 農畜産物生産課・森林企画課	オブザーバーとして有害鳥獣関連の情報及び被害防止技術の提供を行う。 緊急時には関係機関と連携し援助を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>○岡山県津山地区猟友会員のうち、一定条件を満たす会員に対し市長が委嘱し実施隊員とする。</p> <p>○班編成は地域ごとに行い、津山地域に5班、加茂地域・阿波地域・勝北地域・久米地域に各1班の計9班体制とする。</p> <p>○各班は効果的な駆除活動を行うために、最善の努力を行うものとする。</p> <p>○必要であれば、対象地域外の複数班による合同駆除等も可能とする。</p>

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>農業者や地域住民による有害鳥獣を寄せ付けない環境整備をするために、集落ぐるみでの対策を推進していく。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>効果的な駆除活動を実施するため、実施隊員の相互の協力を促す。また、実施隊の駆除活動について、広く周知する。</p> <p>岡山森林管理署と連携し、津山市内の国有林内の有害捕獲活動について実施する。</p> <p>収穫しない野菜や果樹などの早期処分など、農家自身や集落全体で取り組める鳥獣被害防止の取組みについて啓発する。</p> <p>近隣市町村との広域での捕獲活動については、各市町村間での問題から実施ができていないため、関係市町村で連携し情報共有を行う必要がある。</p>
